

平成 2 4 年 6 月定例会

県土整備委員会説明資料

危機管理部

目 次

I 提 出 予 定 案 件

1	一般会計予算	-----	1
(1)	歳入歳出予算	-----	1
ア	総括表	-----	1
イ	課別主要事項説明	-----	2
	安全衛生課	-----	2
2	その他の議案等	-----	3
(1)	条例案	-----	3
(2)	平成23年度繰越明許費繰越計算書	-----	5

I 提 出 予 定 案 件

1 一 般 会 計 予 算

(1) 歳入歳出予算

ア 総 括 表

一 般 会 計

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	計	財 源 内 訳							
				特 定 財 源							一 般 財 源
				国支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産収入	諸収入	繰入金	県債	
危機管理政策課	857,074		857,074				140	300	5,000		(0) 851,634
南海地震防災課	358,491		358,491	27,576			1,350	300	261,282		(0) 67,983
消 防 保 安 課	382,135		382,135			27,581		200,000	100,000		(0) 54,554
安 全 衛 生 課	862,244	11,000	873,244	(6,000) 20,958		122,708	1,465	3,733	(5,000) 98,319		(0) 626,061
計	2,459,944	11,000	2,470,944	(6,000) 48,534	(0) 0	(0) 150,289	(0) 2,955	(0) 204,333	(5,000) 464,601	(0) 0	(0) 1,600,232

注： () 数字は、補正額の財源の再掲である。

イ 課別主要事項説明

安全衛生課

(ア) 一般会計

(単位：千円)

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
消費者行政推進費	118,387	11,000	129,387	① 消費者行政推進費 (11,000) ア 消費者行政活性化基金積立金 6,000 イ ⑦食品安心推進事業 5,000
諸 費	1,550	0	1,550	
企 画 総 務 費	2,100	0	2,100	
運輸交通対策費	12,634	0	12,634	
予 防 費	145,299	0	145,299	
環境衛生総務費	365,201	0	365,201	
食品衛生指導費	183,221	0	183,221	
環境衛生指導費	26,794	0	26,794	
園芸蚕業振興費	7,058	0	7,058	
計	862,244	11,000	873,244	

2 その他の議案等

(1) 条 例 案

ア 徳島県危機管理関係手数料条例の一部を改正する条例（危機管理政策課）

（改正の理由）

平成24年4月の組織の再編に伴い、徳島県危機管理関係手数料条例について所要の整理を行う必要がある。

（改正の概要）

従前の保健福祉部生活衛生課が所管していた事務について、この度の組織の再編により、危機管理部県民くらし安全局安全衛生課の所管となったことに伴い、徳島県保健福祉関係手数料条例において規定されていた次に掲げる法律に規定する事務に係る手数料について、徳島県危機管理関係手数料条例において規定することとする。

- （ア）食品衛生法（昭和22年法律第233号）
- （イ）理容師法（昭和22年法律第234号）
- （ウ）興行場法（昭和23年法律第137号）
- （エ）旅館業法（昭和23年法律第138号）
- （オ）公衆浴場法（昭和23年法律第139号）
- （カ）化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）
- （キ）クリーニング業法（昭和25年法律第207号）
- （ク）狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）
- （ケ）と畜場法（昭和28年法律第114号）
- （コ）美容師法（昭和32年法律第163号）
- （サ）水道法（昭和32年法律第177号）
- （シ）製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）
- （ス）建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）
- （セ）食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行することとした。

イ 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（安全衛生課）

（改正の理由）

- （ア） 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令（平成２３年政令第４０７号）による食品衛生法施行令（昭和２８年政令第２２９号）の一部改正等により、県が食品衛生法第２９条第１項の規定に基づき設置する食品衛生検査施設の設備及び職員の配置について、県の条例で基準を定めるとされた。
- （イ） 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成２３年厚生労働省告示第３２１号）により生食用食肉の成分規格並びに加工、保存及び調理に関する基準が定められたため、当該規格基準に係る施行通知において、生食用食肉を取り扱う飲食店営業等の施設基準を条例で定めることとした。

（改正の概要）

- （ア） 食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に関する基準の追加
- ・ 理化学検査室、微生物検査室等の施設を設けること。
 - ・ 純水装置、定温乾燥器等の検査又は試験のために必要な機械及び器具を備えること。
 - ・ 検査又は試験のために必要な職員を置くこと。
- （イ） 生食用食肉を取り扱う飲食店営業、食肉処理業及び食肉販売業の施設に係る個別基準の追加
- ・ 生食用食肉を加工し、又は調理する場所は、他の設備と明確に区分された衛生的な場所であること。
 - ・ 使用する器具を洗浄及び消毒するために必要な専用の設備を設けること。
 - ・ 手指の洗浄及び消毒に必要な専用の設備を設けること等。
- （ウ） その他所要の整理を行うこととした。

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、（イ）については、平成２４年１０月１日から施行することとした。

(2) 平成23年度繰越明許費繰越計算書

ア 一般会計

課 名	事 業 名	金 額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳				
				既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
					国支出金	地方債	その他	
南海地震防災課	防 災 対 策 指 導 費	円 1,049,766,000	円 91,641,475	円	円 0	円 0	円 0	円 91,641,475
安 全 衛 生 課	食肉衛生検査所運営費	98,925,000	23,200,000	10,000,000	0	0	0	13,200,000
合 計		1,148,691,000	114,841,475	10,000,000	0	0	0	104,841,475

